

第 2 7 回

上富良野町農業委員会総会議事録

平成 2 5 年 9 月 6 日

上富良野町農業委員会

第27回 上富良野町農業委員会総会 議事録

1 日 時 平成25年9月6日(金) 午前8時30分から午後3時30分

2 場 所 上富良野町役場 第2会議室

3 出席委員 12名

席順	委員名	席順	委員名	席順	委員名
1	長谷川裕見	2	三好 利和	3	白井 一宏
4	欠員	5	舘尾 雄治	6	井村 悦丈
7	井村 昭次	8	杉本 隆一	9	岡和田 淳
10	石橋 信次	11	富田 成一	12	青地 修
13	中瀬 実				

4 欠席委員 なし

5 遅参委員 なし

6 議事日程

日程第1	会議録署名委員の決定	
日程第2	報告第1号	農地法第4条の規定に基づく諮問の答申について
日程第3	報告第2号	農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第4	諮問第1号	農用地利用集積計画の作成について
日程第5	議案第1号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
日程第6	議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について
日程第7	議案第3号	土地の現況証明書下付について

7 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局	局長	坂弥 雅彦	主査	林下 里志
----------	----	-------	----	-------

8 会議の概要

開会（午前8時30分） （着席）

事務局長 全員ご起立ください。 「礼」 ご着席ください。

開会の宣言

事務局長 只今より、第27回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。

事務局長 ご起立の上、農業委員会憲章の唱和を行います。
6番 井村悦丈 委員に合わせ、ご唱和ください。

井村悦丈
委員 「唱和」

事務局長 ご着席ください。

議 長 これより、会議を進めます。ただいまの出席委員は、12名であります。
定数に達しておりますので、これより第27回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。
直ちに、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配布したとおりでございます。
日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。 「局長」

事務局長 諸般の報告（別紙）

議 長 以上をもって諸般の報告を終わります。

日程第1会議録署名委員の決定は、会議規則第13条第2項により議長において、
7番 井村昭次 君、8番 杉本隆一 君を指名いたします。

議 長 日程第2 報告第1号「農地法第4条の規定に基づく諮問の答申について」の件を議題
といたします。
報告第1号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 報告第1号について、ご説明いたします。
農地法第4条の規定に基づく諮問の答申について、北海道農業会議より次のとおりあり
ましたので、ご報告をいたします。以下、報告第1号朗読。

議 長 報告第1号「農地法第4条の規定に基づく諮問の答申について」説明していただきましたが、発言はありませんか。

「なしの声あり」の声あり

議 長 発言がなければ、報告第1号を終わります。

議 長 日程第3 報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」の件を議題といたします。報告第2号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 報告第2号について、ご説明いたします。
農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の解約申出のあった件について、同法第18条第1項のただし書きの規定に該当するので報告いたします。以下、報告第2号朗読。

議 長 報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」説明していただきましたが、発言はありませんか。

中瀬会長 確認ですが、この合意解約の案件が、諸般の報告で幹旋会議がされたとありましたが、法令の問題点はないか。報告が本日されたが、既に幹旋会議が行われてしまっている。

事務局 法令的には問題はありません。日程の関係もありますが、同じ総会時での報告となりました。幹旋会議の開催自体に法令の位置付けはありません。

ほかに発言はありませんか。

「なしの声あり」の声あり

発言がなければ、報告第2号を終わります。

議 長 日程第4 諮問第1号「農用地利用集積計画の作成について」の件を議題といたします。諮問第1号を事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 諮問第1号について、ご説明いたします。
富原地区農用地利用改善事業実施組合から、次の利用権の設定(所有権1件、賃貸借1件)についての申し出がなされ、この申し出が適当と認められるので、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めるにあたり貴会の意見を求める。

平成25年9月6日提出 上富良野町長 向山 富夫

農用地利用集積計画の内容は、経営面積・従事日数等農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たしていると判断されます。

審議の資料として、調査書をご覧ください。

以下、内容を朗読いたします。諮問第1号朗読。

議 長 諮問第1号 賃5番、所11番について、提案に関する補足説明を願います。
「2番 三好利和 委員」

三好委員 2番 三好です。諮問第1号 賃5番、所11番について補足説明いたします。

8月5日に富原地区農用地利用改善事業実施組合の会議が富原会館で開催され、賃貸借1件、所有権1件の利用集積が成立いたしました。

賃5番 出し手、〇〇県〇〇〇の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、所在地は、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇の横の畑になります。これまでも〇〇〇〇さんが賃貸されておりましたが、きちんと整理をする話となり、10a当たり3,000円、10年間の賃貸となりました。

所11番 出し手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、所在地は、〇〇道路の〇〇〇〇さんの住宅の隣側となります。規模縮小による田の売買であります。10a当たり185,000円での売買となりました。

慎重審議をよろしく願います。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なしの声あり」

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、賃5番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、所11番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第5 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の件を議題といたします。議案第1号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 議案第1号について、ご説明いたします。
農地法第3条第1項の規定による許可申請のあった次の件について、同条第2項の規定に基づき許可に可否について審議を求める。
平成25年9月6日提出 上富良野町農業委員会会長 中瀬 実
許可申請は、農地法第3条第2項各号の規定に該当しないため、許可の要件を満たしているとは判断されず。
審議の資料として、農地法第3条調書をご覧ください。以下、内容を朗読。

議 長 議案第1号 1番について、提案に関する補足説明をお願いします。
「事務局長」

事務局長 議案第1号 1番について、補足説明いたします。
道営の営農用水を確保するための農業用用水施設（パイプライン）事業の完了に伴い、維持管理を行う富良野土地改良区に、パイプラインの施設財産が移転されます。維持管理を行うため設定された地上権も、北海道から富良野土地改良区へ移転を行うものです。
今回完了された事業は、鉍毒対策事業（草分地区）、経営体育成基盤整備事業（富原南地区）、経営体育成基盤整備事業（島津地区）で、対象となる農地は24筆となり、別途資料をご確認願います。
慎重審議をよろしく申し上げます。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なしの声あり」

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第1号 1番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 議案第1号 2番について、提案に関する補足説明をお願いします。
「1番 長谷川委員」

長谷川委員 1番 長谷川です。議案第1号 2番について補足説明いたします。
出し手、〇町〇丁目の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さん、所在地は、
〇〇道路の〇〇〇〇附近で、平成18年12月27日から〇〇〇〇さんが賃貸されていた
畑です。今回、合意解約され、賃貸されていた〇〇〇〇さんに贈与されることとなりま
した。
慎重審議をよろしく申し上げます。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。

館尾委員 賃貸していた農地を今回贈与という事ですが、〇〇〇〇と〇〇〇〇はどのような関係な
のですか。

事務局 〇〇〇〇と〇〇〇〇は、親戚関係であり、その関係でこれまでも賃貸されておりました。

議 長 ほかにご発言ありませんか。

「なしの声あり」

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第1号 2番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 ここで、本時予定していました農作物作柄状況調査の実施がありますので、暫時休憩
といたします。

——— 暫時休憩 午前9時00分から午後3時20分 ——
※農作物作柄状況調査の実施（町内一円16か所）

議 長 総会を再開いたします。

議 長 日程第6 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」の件を議題と
いたします。議案第2号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 議案第2号について、ご説明いたします。
農地法第4条の規定による農地の転用申請のあった次の件について、審議を求める。
平成25年9月6日提出 上富良野町農業委員会会長 中瀬 実
許可申請は、農業振興地域内の農用地区域ですが、農業用施設等建設のため、転用計画に問題はないと考えます。
審議資料として、農地法第4条調書を添付してございます。以下、内容を朗読。
(※農振地域整備計画の変更を説明。)

議長 議案第2号 1番について、提案に関する補足説明をお願いします。
「7番 井村昭次 委員」

井村昭次 7番 井村です。議案第2号 1番について、補足説明いたします。
委員 申請地は、農業振興地域内の農用地区域で、農業用施設等建設のためであり、転用計画に問題はないと考えます。所在地は、〇〇線〇〇号の〇〇〇〇さんの自宅周辺の農地で、農業機械の大型化と作業機械の増加による倉庫と作業スペースが必要となったことから申請するものです。
慎重審議をよろしくお願いします。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なしの声あり」

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第2号 1番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長 日程第7 議案第3号「土地の現況証明書下付について」の件を議題といたします。
議案第3号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 議案第3号について、ご説明いたします。
北海道農地法関係事務処理要領及び上富良野町農業委員会土地の現況証明事務取扱要領の規定に基づき、次の件について証明書を下付したく審議を求める。
平成25年9月6日提出 上富良野町農業委員会会長 中瀬 実
審議資料として、現地調査等を添付してございます。以下、内容を朗読。

議 長 議案第3号 1番について、調査を行った担当委員から補足説明をお願いします。
「3番 白井一宏 委員」

白井委員 3番 白井です。8月30日に富田委員、館尾委員とともに現地調査を行いました。申請地は、〇〇地区、〇〇〇〇から更に1.5km奥となります。〇〇〇〇さんのご主人が亡くなり、平成11年4月に畑を山林に転用する申請があり、カラマツを植林しております。平成17年に北海道に植林の完了報告をしていますが、地目変更の登記手続きがされていませんでした。今回、地目変更の登記をするということであり、現地確認の結果、農地・採草放牧地以外と判定されますので、宜しくお願いします。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。

「なしの声あり」

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第3号 1番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。本日の日程は、全て終了いたしました。

第27回上富良野町農業委員会総会を閉会いたします。

事務局長 全員ご起立ください。 「礼」

以上、報告2件、諮問1件、議案3件の審議を終了し議長が閉会を宣言する。

午後3時30分

上記第27回農業委員会総会の顛末に相違ないことを証するため署名する。

平成25年9月6日

上富良野町農業委員会長 _____

上富良野町農業委員 _____

上富良野町農業委員 _____